

に改める。

障害者援護施設及び心身障害者協会の設置する福祉施設又は入所の委託の措置する費用の徴収並びに母資金及び父子福祉資金並に福祉資金の償還に係る生知書及び督促状並びに生活法による保護決定通知書計算法医療券・調剤券計算機により作成する。) 用	福祉政策課長
院 事 務 用	埼玉県総合リハビリテーションセンター病院長

附 則

この訓令は、令和三年七月一日から施行する。